

## 令和元年 第3回水巻町議会 定例会 会議録

令和元年第3回水巻町議会定例会は、令和元年6月4日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番 白石雄二

8番 船津 宰

2番 廣瀬 猛

9番 高橋 恵司

3番 津田 敏文

10番 入江 弘

4番 大貝 信昭

11番 住吉 浩徳

5番 岡田 選子

12番 松野 俊子

6番 中山 恵

13番 久保田 賢治

7番 古賀 信行

14番 水ノ江 晴敏

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	山 田 美 穂
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	原 田 和 明
財 政 課 長	篠 村 潔	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	中 西 豊 和
税 務 課 長	大 黒 秀 一	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	服 部 達 也	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和元年6月 定例会  
(第3回)

本会議 会議録

令和元年6月4日

水巻町議会

# 令和元年 第 3 回水巻町議会 定例会 会議録

令和元年 6 月 4 日

午前 10 時 00 分開会

議 長（白石雄二）

出席 14 名、定足数に達していますので、只今から令和元年第 3 回水巻町議会定例会を開会いたします。

## 日程第 1 会議録署名議員の指名について

議 長（白石雄二）

日程第 1、会議録署名議員の指名について。今期定例会の会議録署名議員に 4 番 大貝議員、5 番 岡田議員を指名いたします。

## 日程第 2 会期について

議 長（白石雄二）

日程第 2、会期についてお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より 6 月 20 日まで、17 日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって会期は、6 月 20 日まで 17 日間と決しました。

## 日程第 3 同意第 3 号

議 長（白石雄二）

日程第 3、同意第 3 号 水巻町監査委員の選任についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

同意第 3 号 水巻町監査委員の選任について。水巻町監査委員加藤博道氏の任期が、令和元年 6 月 23 日で満了となりますが、再度選任をしたいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

よろしく申し上げます。

## 日程第 4 報告第 1 号

議 長（白石雄二）

日程第 4、報告第 1 号 水巻町税条例の一部改正の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

## 町 長（美浦喜明）

報告第1号 水巻町税条例の一部改正の専決処分の報告について。地方税法等の一部を改正する法律などが平成31年3月29日に公布されたことに伴い、水巻町税条例の急務を要する部分について、専決処分により改正したものです。

主な改正の内容ですが、個人住民税について、ふるさと納税制度の見直しにより、返礼品を地場産品、返礼割合を3割以下とする基準に適合する地方自治体を総務大臣が指定することが、特例控除の要件となります。

また、消費税率10%が適用される住宅の取得について、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供した場合に、住宅ローン控除の期間が2年延長され13年間となります。11年目以降は3年間で消費税引き上げ分の2%が所得税から控除され、所得税から控除しきれない額を控除限度額の範囲内で住民税から控除されます。

次に、固定資産税について、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の5年間減額規定、また、熊本地震による被災住宅用地に係る課税標準の特例措置を2年間延長する規定を追加しています。

次に、軽自動車税について、グリーン化特例の適用年度が過ぎた部分の削除、および項ズレなど、所要の整備を行っています。

よろしくお願いいたします。

## 日程第5 報告第2号

### 議 長（白石雄二）

日程第5、報告第2号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

## 町 長（美浦喜明）

報告第2号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告について。地方税法等の一部を改正する法律などが、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、水巻町国民健康保険税条例の急務を要する部分について、専決処分により改正したものです。

主な改正の内容ですが、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を3万円引き上げるほか、国民健康保険税の軽減措置については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数に乘すべき金額を5千円、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を1万円引き上げることにより、5割軽減及び2割軽減の拡充を図る内容となっています。

また、国民健康保険税の減免の規定に、刑事施設に収容されている被保険者など、国民健康保険法第59条の規定により保険給付の制限を受けている者を加え明文化しています。

よろしくお願いいたします。

## **日程第 6 報告第 3 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 6、報告第 3 号 平成 30 年度水巻町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

報告第 3 号 平成 30 年度水巻町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の報告について。今回の補正予算は、平成 30 年度末に確定した収支に基づきまして、所要の補正を専決処分させていただいたものであります。

この補正は、歳入の確定額や超過額及び歳出予算の不用額などをとりまとめ、平成 30 年度の一般会計予算を最終調整することを主な目的としております。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 9 千 400 万円を減額し、95 億 6 千 200 万円としております。

歳入予算の主なものといたしまして、地方交付税を 2 千 319 万 4 千円増額するほか、自動車取得税交付金を 1 千 343 万 6 千円増額するなどしております。

また、減額につきましては、国庫支出金を 2 千 41 万 5 千円、県支出金を 2 千 152 万 8 千円、繰入金を 1 億 2 千 150 万円、町債を 2 億 3 千 370 万円減額するなどしております。

歳出予算の主なものといたしましては、芦屋・水巻・中間線街路事業費負担金やいきいきほーる空調設備等改修工事などの投資的経費を 1 億 9 千 530 万円減額するほか、介護保険広域連合負担金を 2 千 890 万円、後期高齢者医療療養給付費負担金を 2 千 980 万円など歳出予算の不用額を減額しております。

また、水巻町職員退職手当準備基金への積立金 4 千万円、水巻町公共施設等整備基金への積立金 3 千万円を増額補正させていただいております。

よろしく願いいたします。

## **日程第 7 報告第 4 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 7、報告第 4 号 平成 30 年度水巻町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

報告第 4 号 平成 30 年度水巻町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について。平成 30 年度中の一般会計予算のうち、年度内に事業等の完了ができなかった経費について、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告いたします。

よろしく願いいたします

## **日程第 8 議案第 13 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 8、議案第 13 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

議案第 13 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。近年多発する大規模災害や社会情勢を踏まえ、平成 30 年 6 月に災害弔慰金の支給等に関する法律が改正され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されました。この改正により市町村が災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となりました。

また、平成 31 年 1 月には、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正され、貸付金の償還方法や償還期間等について所要の改正が行われ、法律と同じく平成 31 年 4 月 1 日から施行されています。

このことを受け、本町においても法律等の改正趣旨を踏まえ、被災者支援の充実を図る観点から本条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、貸付利率の軽減、償還方法の拡充、保証人の要件緩和です。

よろしくご審議をお願いいたします。

## **日程第 9 議案第 14 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 9、議案第 14 号 水巻町税条例等の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

議案第 14 号 水巻町税条例等の一部改正について。地方税法等の一部を改正する法律などが平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことに伴い、町税条例等の一部を改正するものです。

主な改正の内容は、個人住民税について、子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置として、事実婚状態でないことを確認した上で児童扶養手当を受給している人で、合計所得金額が 135 万円以下のひとり親に対して、令和 3 年度以降の個人住民税が非課税となることに伴い、扶養親族等申告書の記載事項として「単身児童扶養者」が追加となります。

次に、軽自動車税について、軽自動車税環境性能割の税率の特例として、消費税引き上げに伴う軽自動車取得時の負担感を緩和するための臨時的軽減措置を講じています。具体的には、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに取得した自家用乗用車に係る環境性能割について、特例措置として税率 1%分を軽減するものです。

また、軽自動車税種別割につきましても、現行のグリーン化特例の適用期間を 2 年間延長し、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に限り、更に適用期間を 2 年間延長します。

最後に法人町民税について、大法人に対する電子申告の義務化に際し、電気通信回線の故障や災害等の理由により、電子申告が困難な場合には、申告書による申告を可能とする規定を追

加します。

そのほかにも、条例改正に伴う項ズレや字句の訂正など所要の整備を行なっています。  
よろしくご審議をお願いいたします。

## **日程第 10 議案第 15 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 10、議案第 15 号 水巻町印鑑条例及び水巻町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 15 号 水巻町印鑑条例及び水巻町手数料条例の一部改正について。印鑑登録証明書や住民票などの証明書の交付について、利便性向上の観点から、令和元年 9 月 2 日よりコンビニエンスストアに設置された多機能端末機から交付できるようにするため、水巻町印鑑条例及び水巻町手数料条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、水巻町印鑑条例に、個人番号カードを利用することで、印鑑登録証明書の交付を受けることができる旨を規定すること、また、水巻町手数料条例には、この多機能端末機から証明書等の交付を受ける場合は、手数料の減免規定が適用されないことを規定するものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

## **日程第 11 議案第 16 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 11、議案第 16 号 水巻町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 16 号 水巻町森林環境譲与税基金条例の制定について。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成 31 年 4 月 1 日から施行され、森林環境譲与税が創設されたことに伴い、本条例を制定するものです。

森林環境譲与税は、市町村及び都道府県に譲与されるもので、森林整備及び森林の整備を担う人材の育成・確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、また、木材利用の促進や森林整備の促進に要する経費として財源に充てることができます。

このことから、法律の趣旨に基づく必要な施策等を行う際の財源として、適切に活用するため、今回、新たな基金を創設するものです。

よろしくご審議をお願いいたします。



## **日程第 12 議案第 17 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 12、議案第 17 号 水巻町下水道条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

議案第 17 号 水巻町下水道条例の一部改正について。令和元年 10 月から消費税率が 8%から 10%に改定されることに伴い、本町の下水道使用料について、消費税相当分を増額する改正を行うものです。

よろしくご審議をお願いします。

## **日程第 13 議案第 18 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 13、議案第 18 号 水巻町図書館・歴史資料館空調等改修工事の請負契約の締結についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

議案第 18 号 水巻町図書館・歴史資料館空調等改修工事の請負契約の締結について。令和元年 5 月 9 日指名競争入札に付した結果、落札者と請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

なお、契約の相手方は、北九州市小倉北区片野三丁目 14 番 8 号、株式会社菱熱北九州支店 支店長 三坂昌広氏で、契約の金額は、9 千 499 万 1 千 600 円です。

よろしくご審議をお願いいたします。

## **日程第 14 議案第 19 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 14、議案第 19 号 頃末児童クラブ新築工事の請負契約の締結についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

議案第 19 号 頃末児童クラブ新築工事の請負契約の締結について。令和元年 5 月 9 日指名競争入札に付した結果、落札者と請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

なお、契約の相手方は、北九州市八幡東区宮田町 7 番 6 号、上田建設工業株式会社 代表取締役 光吉克明氏で、契約の金額は 7 千 643 万 3 千 500 円です。

よろしくご審議をお願いいたします。

## **日程第 15 議案第 20 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 15、議案第 20 号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 20 号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）について。今回の補正予算は、消費税率引き上げに伴い、国の施策として実施されるプレミアム付商品券事業費を増額するほか、森林環境譲与税の創設に伴い、基金積立金を計上するなど、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 千 200 万円を追加しまして、103 億 2 千 200 万円としています。

歳出予算につきましては、民生費において、プレミアム付商品券事業費を 4 千 780 万円増額するほか、幼児教育・保育の無償化に伴う経費を 305 万 5 千円増額しています。また、農林水産業費において、森林環境譲与税の創設に伴い、水巻町森林環境譲与税基金積立金を 114 万 5 千円計上しています。

歳入予算につきましては、森林環境譲与税を 114 万 5 千円計上し、国庫支出金を 5 千 85 万 5 千円増額しています。

よろしくご審議をお願いいたします。

## **日程第 16 議案第 21 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 16、議案第 21 号 令和元年度水巻町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長（美浦喜明）**

議案第 21 号 令和元年度水巻町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について。今回の補正予算は、令和元年 10 月からの消費税率の改定に基づき、水巻町下水道条例の一部を改正することに伴い、本町の下水道使用料について、消費税相当分が増額するために、所要の補正をお願いするものです。

補正予算の内容といたしましては、収益的収入の下水道使用料に 219 万 7 千円を追加し、3 億 5 千 814 万 6 千円としています。

よろしくご審議をお願いいたします。

**議 長（白石雄二）**

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 24 分 散会